

## 広島文化学園大学・短期大学における公的研究費の不正防止 に関する基本方針

### 1 責任体制の明確化

公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止を行うため、広島文化学園大学（以下「大学」という。）及び広島文化学園短期大学（以下「短大」という。）の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して、学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

- (1) 大学又は短大全体を統括し、公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を置き、大学にあつては大学学長を、短大にあつては短大学長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止について大学又は短大全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を置き、大学にあつては大学副学長及び大学・短期大学本部部長を、短大にあつては短期大学副学長及び大学・短期大学本部部長をもって充てる。
- (3) 統括管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止について実質的な責任と権限を持つ者として「不正行為防止キャンパス責任者」を置き、各キャンパス事務部長をもって充てる。
- (4) 不正行為防止キャンパス責任者を補佐し、公的研究費の不正行為防止策の実施について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス責任者」を置き、大学院にあつては研究科長、大学にあつては学部長（学科長は補佐役）、短大にあつては学科長、各キャンパスにあつては総務課長をもって充てる。

### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

#### (1) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務処理手続に関するルールを明確にし、公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止に関わる全ての構成員に周知する。

#### (2) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。

#### (3) 関係者の意識向上

公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止に関わる全ての構成員に本学の不正使用防止に関するルール等のコンプライアンス教育（研究倫理教育を含む。）を実施し、意識の向上を図るとともに誓約書等の提出を求める。関係者は、誓約書等を提出することにより、はじめて公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止を行うことができる。

### 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者の下、大学・短期大学本部は不正防止計画推進の責を担い、関係部署の協力を得て、次の業務を行う。

- (1) 公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止に係る実態の把握・検証に関する  
こと。
- (2) 行動規範の策定等に関すること。
- (3) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項

#### 4 公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止活動

- (1) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。
- (2) 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善  
を求める。
- (3) 発注・検収業務については、当事者以外によるチェックが有効に機能する体制を強  
化する。

#### 5 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用の早期発見，是正を図ることを目的に，不正な使用又は恐れが  
ある行為に対して，誰でも通報・相談できる窓口を置く。

#### 6 モニタリングの在り方

公的研究費の適正な運営・管理及び不正行為防止のため，大学・短大全体の視点から  
モニタリング及び監査制度を整備する。